

浦添市農水産業等事業継続支援金

【申請要項】

(Ver1.2)

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、経営が悪化している農業及び漁業を営む事業者に対し、事業を継続するための支援として、予算の範囲内において浦添市農水産業等事業継続支援金（以下「支援金」）を支給します。

【支給対象者】 ※漁業者向けの支援金は、予算に達したため、今回対象にはなりません。

次に掲げる要件を満たす、事業を継続する意思のある農業事業者及び漁業事業者（以下「事業者」）とします。

- ① 令和2年2月1日から申請日時点までに引き続き本市に住所を有する事業者
- ② 令和元年分の確定申告又は市県民税申告を行った事業者
- ③ 令和元年の農業又は漁業による収入（以下「事業収入」）が年額15万円以上ある事業者
- ④ 令和2年2月から申請日の前月までの任意の月の事業収入が、前年の同月の事業収入に比べて感染症の影響により3割以上減少となった者

※ 上記③、④について、要件を満たせない特段の事情がある場合はお申し出ください。

【支給額】

支援金の支給は1事業者あたり1回限りとし、一律10万円となります。

※複数の種類の農業や漁業を営んでいる場合でも、一律10万円となります。

【申請書類受付期間】 ※再延長となりますが、農業者向けの支援金のみとなります。

令和2年10月14日（水）から~~11月30日（月）~~令和3年1月29日（金）まで

※受付期限は、当日消印有効とします。

【申請に必要な書類】

次の①から⑧までの書類を提出してください。必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。なお、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

- ① 浦添市農水産業等事業継続支援金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③ 令和元年分の事業収入が分かる確定申告書又は市県民税申告書の写し
- ④ 令和元年分の事業収入が月別で確認できる資料
（売上証明書や水揚げ証明書等の写し）
- ⑤ 令和2年2月以降の対象月の事業収入が確認できる資料
（対象の事業収入月と事業収入額が分かる帳票等であれば任意の様式でも可）
- ⑥ 申請者の本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等の写し）
- ⑦ 申請者本人名義の振込先口座通帳等の写し
（金融機関情報、口座名義及び口座番号が確認できるもの）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

【申請書等の入手方法】

申請に必要な書類の①及び②の様式については、浦添市のホームページからダウンロード及び印刷してご使用ください。

◎ 様式の掲載場所

- 浦添市ホームページ・トップ画面 ⇒ 「新型コロナウイルス関連情報」
⇒ 「【事業者向け】新型コロナウイルス関連支援情報（まとめ）」
⇒ 「★農業者・漁業者向けの支援金のお知らせ」
⇒ 「浦添市農水産業等事業継続支援金のご案内」

※ インターネット及び印刷環境が無い方は、下記の場所でも入手いただけます。

- 浦添市産業振興課（浦添市役所5階）
- JAおきなわ浦添支店（浦添市役所近く）
- ~~浦添宜野湾漁業協同組合（牧港漁港敷地内）~~

【申請方法】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、**郵送による申請**とします。
申請について不明な点がある場合は、お電話にてお問合せください。

(申請書類送付先)
〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市経済観光局 産業振興課 宛て

※ 郵送の際は、封筒には切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※ 申請内容の確認のため、電話にてご連絡する場合がありますので、申請書には必ず連絡先（電話番号）の記載をお願いします。

【支給の決定及び支給方法】

申請内容の審査及び支給決定後、指定された口座への振込により支給します。なお、支給決定通知は、口座への振込をもって代えさせていただきます。

申請に必要な書類の受理後（不備がある場合は不備の補完後）、振込までに2週間程度要しますのでご了承ください。

申請内容が要件に合致しないと認めるとき（不備がある場合は、補完を求めてから30日を経過しても不備が補完されないとき）は、不支給決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知します。

【その他】

本支援金の支給事務を円滑かつ確実にを行うため、必要に応じて市は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

支援金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、市は受給者に対して支援金返還請求書（様式第4号）により支援金の返還を請求します。

【申請に関するお問合せ先】

浦添市役所 産業振興課 農林水産係

電話：（代表）098-876-1234（内線3171）・（直通）098-876-1245

※土・日・祝日等を除く9：00～17：00（12：00～13：00を除く）で対応